



申5号

2024年度年末手当に関する申し入れ 会社回答を受け、妥結せず持ち帰る！

「年末手当基準額」

基準内賃金の **2.45ヶ月**

※構造改革の進展と成果、社会情勢、物価上昇等を加味し0.05ヶ月を加算

「エルダー社員・契約社員 A」

基本給及び扶養手当のそれぞれの月額を **1.85倍**した額

※契約社員 A は都市手当の月額を1.85倍した額も加給

「契約社員 B・臨時雇用員」

雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額

職場で感じている直近の業績とは無縁の数字である！！

踏み込んだ回答は出来なかったのか？

持ち帰り検討を通告。今後改めでお知らせします。

これが踏み込んだ数字？